

## 第 68 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 19 年 4 月 10 日 (火) 13:30~17:30

場 所 ひょうご県民会館 亀

出席者 (委員) 松本 (誠)、加藤、伊藤、岡田、村岡、田村、佐々木、川谷、中川、奥西、土谷、畑、法西  
(河川管理者) 田中、松本、渡邊、吹田、前川、前田、岩間、合田  
(事務局) 植田、吉栖、木本、平塚

内容 (協議結果)

### 1 総合治水対策の検討状況について

総合治水対策の検討状況などについて協議した結果、以下のことを確認した。

- 河川審議会の開催日程の周知を図るため、県ホームページを改善するよう要請する。
- 「住民説明会終了に際しての総括的な意見書」は、武庫川流域委員会のホームページに掲載すること。
- 県ホームページに掲載している、住民説明会での意見、意見書などについて、プリントアウトして各委員に送付すること。

<主な質疑応答>

Q1 平成 18 年度第 2 回河川審議会はいつ開催されたのか。

A1 3 月 28 日に開催された。

Q2 この審議会では部会などの報告がされただけか。

A2 そのとおりである。

### 2 “武庫川シンポジウム”について

シンポジウムについて協議した結果、以下のことを確認した。

- 県は、本日の議論を踏まえて、河川整備基本方針原案を委員会に提示するまでにシンポジウムを開催することについて再検討し、できるだけ早く結論を出す。

<主な質疑応答>

Q1 シンポジウムを委員会の企画案 (資料 2-1) の通り開催することについての県の考え方はどうなのか。また、河川整備基本方針原案を委員会に提示するまでに開催することはできないのか。

A1 内部で検討した結果、現時点の県の考え方は資料 2-2 に示したとおりである。現在、シンポジウムを開催する時期などについて、知事に協議している段階であり、最終的な返答はいまできない。

Q2 河川整備基本方針原案提示後であれば、議論が治水対策に流れてしまう可能性が高く、その意味で原案提示前にシンポジウムを実施すべきと思うが、県はどう考えているのか。

A2 流域連携は重要な要素である。議論を深めていくには、シンポジウムを 1 回開催しただけでは不十分であり、何回も仕掛けを考えなければならない。そうすると、シンポジウム開催は基本方針原案提示前にこだわる必要はないと考える。

Q3 河川整備基本方針について県と委員会の合意ができてから、シンポジウムを開催するというのであれば、具体の開催案を示せ。また、関係市との合意が必要というのであれば、これからどういうことをするのか明らかにすべきである。

A3 関係市と連携して仕掛けに取り組む必要がある。予算的なことも含めて、市と一緒にあってまず

は体制をつくる必要がある。市とは早めに協議したい。

- Q4 県は基本方針がまだ固まっていない段階ではシンポジウム開催はできないと言うが、流域連携は県主導でやっていけるものと考えているのか。流域連携のような取り組みはとくに下からの積み上げが必要だと委員会は主張してきた。
- A4 流域連携を行政主導でやっていこうと考えているわけではない。流域連携を深めるには戦略をもつべきである。予算についても内部で検討中であるが、どのように確保するか県市で議論していく必要がある。
- Q5 流域連携については環境を基軸に考えるべきと提言している。また提言書では、教育、まちづくりなど広範囲な連携を考えている。県は流域連携について治水を中心に考えているのか。
- A5 流域連携について、治水、環境のどちらが大事かということではない。ただし、環境だけでシンポジウムは開催できないと考えている。治水についてもある程度形ができていないと話もできない。
- Q6 委員会は県の組織であるため、委員会としてシンポジウムを開催するのであれば、県の承諾が必要である。シンポジウムを開催しないというのであればはっきり明言すべきである。
- A6 シンポジウムを開催すべきでないと言っているのではない。原案提示前という時期が問題である。
- Q7 原案提示前にシンポジウムを開催するとしたら、予算は確保できるのか。
- A7 シンポジウム開催のための予算は現時点で組んでいない。開催するというのであれば、予算を他から流用して確保する必要がある。
- Q8 シンポジウムのパネリスト等の構成についてはまだ検討段階であり、シンポの中身については流域連携にテーマを絞り込んで再検等する余地がある。それも含めて内容面ではもっと明確に焦点を絞って実施するという事かどうか。
- A8 シンポジウムのシナリオをつくっておかないと、こういった方向に議論が行くか分からない。

#### <主な意見>

- ・ 河川整備基本方針は、流域連携があって進めることができるもののはずである。シンポジウムを基本方針原案が委員会に提示される前に開催するなら、基本方針原案の内容の如何を問わず議論ができる。
- ・ 流域連携は原案ができる前に対住民向けにスタートしておきたい。
- ・ まずは基本方針原案を委員会で議論して一定の方向を見いだした上で、流域連携を考えていきたい。また流域連携を進めていくうえで市とも連携を図っていく必要がある。
- ・ 流域連携を進めていくうえでは、流域住民の機運を盛り上げていく必要がある。いきなり治水課題である流域対策などの話をシンポジウムするのは、住民にとって取っつきにくいのではないかと。
- ・ 流域連携を図っていくには、単発のシンポジウムでは不十分である。ステップを踏んでやっていく必要があり、基本方針原案提示後では間に合わないという理由が理解できない。
- ・ 基本方針原案提示後ではシンポジウムを開催できないとは言っていない。ただ、原案提示後にシンポジウムを開催するとすれば、流域連携はメインテーマにはならないと考えている。
- ・ 流域連携を図るうえでは、ボトムアップ、トップダウンどちらも必要である。住民主導の川づくりをするうえで、シンポジウムはボトムアップに必要な場である。
- ・ 治水中心の流域連携は県で考えて、その他の連携は各委員や市民団体主導でやっていってはどうか。
- ・ 流域連携のなかでも利害調整が難しいのは理解できる。利害調整に入る前にシンポジウムを開催する必要があると考えている。

- ・ 近年、流域のガバナンス（協治）が重要視されている。河川整備基本方針、整備計画はガバナンスの一部に過ぎず、流域のガバナンスは行政だけではやっていけない。提言書には河川法で求められている以外の事項も盛り込んだ。基本方針原案が提示されると、行政計画の中身に議論の焦点が移るので、シンポジウムで広い意味での流域連携の議論をするのであれば、今のタイミングしかない。いろいろな合意形成のあり方があって、何でも行政主導でできるものではない。
- ・ シンポジウムを通じて市の理解を得るということもあり得るのではないかな。
- ・ 原案提示後のシンポジウムであればどうしても治水のほうに焦点がいくという話があったが、原案提示前であっても治水に話がいくという可能性がある。まだ基本方針原案ができていない段階では、具体的の話ができない。
- ・ 住民は行政をまだ信頼していない。まずは、流域住民と行政の信頼関係を築く必要がある。そのときに、基本方針、整備計画の内容がないと話ができないわけではない。
- ・ 県は治水部分の具体策について話が及んだ場合の危惧をしているようであるが、そういう趣旨ではないことを明確にすればいい。シンポジウムは機運醸成のために実施するものであり、委員会提案の流域連携の部分に重きをおく。
- ・ 基本方針原案提示前か後かにこだわることなく、シンポジウムの中身を充実させることが優先ではないか。シンポジウムの中身を充実させるため、時間を取らざるを得ないということで、パネリストの人選を含めて再検討すればどうか。提言の流域連携の部分について、ソフト的なことも含めて理解してもらうものになればいい。妥協案ではあるが。
- ・ 流域の自治体間の連携など1年ぐらいでできるわけがない。だからといって、住民のことを後回しにしてもいいのか。シンポジウムの中身の変更で対応できないというのなら話にならない。
- ・ 実際のところ、基調講演講師の日程に合わせてパネリストに市長を招くというのは今からでは至難の業であり、人選等については幅があると考えてもらってよい。県がパネリストに不安があるというなら、検討の余地はある。
- ・ 住民説明会で、総合治水を理解してもらえたとは思えない。その点からも県、市、住民、団体を結びつけるためのシンポジウムということでよいのではないかな。

### 3 “武庫川ガイドブック”について

「(仮称)武庫川ガイドブック」について協議した結果、以下のことを確認した。

- ガイドブックを有償で市販することについて、カルテベースマップ等の県の資料等の使用が可能かどうか検討する。
- 編集委員会会則（参考資料2）を運営委員会として了承し、ガイドブックを有償で市販する上での課題を解消できる前提で進めていく。
- 本ガイドマップの作成については、ガイドブック編集委員会という任意の団体で取り組み、流域委員会（運営委員会）とは切り離してすすめることを確認する。

<主な質疑応答>

Q1 県はガイドブックを必要と考えているのか。不要と考えているのか。

A1 今の時点では、県が関与してつくる段階ではないとしか言えない。

Q2 これまでの運営委員会の結論で、別組織で検討することになったはず。ガイドブックの内容をここで議論するのは妥当でないのではないかな。なぜ、県の承認が必要なのか。

A2 流域委員会の審議過程でまとめた資料をベースとすることから、県と委員会の了承が必要である。

Q3 ガイドブックは有償なのか。無償なら問題ないが、有償であれば県として検討が必要である。

A3 無償で作成しろというなら、県が予算措置すべきである。

Q4 委員の有志という枠組みでガイドブックの増刷、改訂といったことに対応できるのか。

A4 増刷は印刷会社で勝手に出来る。改定については今のところ考えていない。

<主な意見>

- ・ 県と流域委員会の承認のもと、「武庫川カルテ」づくりでの蓄積を活かして、委員有志がNPO的に発行に取り組んでいく。本来であれば、県で300~400万程度の予算を確保してガイドブックを発行すべきものである。
- ・ 「武庫川ガイドブック編集委員会会則(案)」については、阪神北県民局に補助金申請の際に必要なことから作成した。
- ・ 流域委員会の審議過程でまとめた資料をベースとするため、県の承認を得ることを前提とする。
- ・ ガイドブックは有償で市販することを想定している。無償でなければガイドブック作成を承認できないというなら、県で予算措置して発行すべき。県の資料を使って有償で市販している書籍はたくさんある。
- ・ 市販により損をするか得をするかは分からないが、県はある程度、ガイドブックを引き取って売るぐらいの姿勢を見せてほしい。
- ・ 運営委員会としては、ガイドブック作成について了承する。

#### 4 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて協議した結果、以下のことを決定した。

- 運営委員会 4月23日(17:30~)
- 流域委員会 6月中旬~7月中旬(日程調整中)

#### ◆ 第68回運営委員会配付資料

議事次第

委員名簿

(総合治水対策の検討状況について)

資料1 武庫川の総合治水に係わる各種会議の実施状況

(シンポジウムについて)

資料2-1 武庫川シンポジウム 企画案(武庫川流域委員会 運営委員会)

資料2-2 「武庫川シンポジウム」企画案について(兵庫県武庫川企画調整課)

(その他)

資料3 平成18年度第2回 兵庫県河川審議会 資料(武庫川の抜粋版)

(参考)

- 1 第67回運営委員会協議状況
- 2 武庫川ガイドブック編集委員会 会則(案)
- 3 (仮称)武庫川ガイドブック企画案(修正版)
- 4 武庫川づくり ニュースレター No.21